

鶴見区制 90 周年ロゴマーク使用ガイドライン

制定 平成 28 年 8 月 16 日

事務局第 34 号

- 1 このガイドラインは鶴見区制 90 周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定める。
- 2 ロゴマークの構成は以下の通りとする。



鶴見区制 90 周年ロゴマーク

ロゴマークの受け渡し方法

JPEG 形式

鶴見区ホームページからダウンロード

AI 形式

実行委員会事務局へ問合せ

- (1) サイズの拡大・縮小は差し支えないが、縦横比は変更しないものとする。
 - (2) キャプションはロゴマーク本体との構成比にかかわらず変更できる。
 - (3) イラストの配色は変更しないものとする。ただし、白黒印刷（またはコピー）で使用する場合は、黒色の配色でも差し支えない。
 - (4) 一色刷りなどの色が限定される使用や背景が白色以外のものに利用する場合には個別に相談に応じるものとする。
 - (5) 文字の配色は変更しないものとし、黒色を使用するものとする。ただし、変更を希望する場合には個別に相談に応じるものとする。
 - (6) ロゴマーク又は文字の一部のみを使用し、またはロゴマークを変形し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
 - (7) ロゴマークに吹き出し、効果線、効果色といった装飾を施して使用しないこと。
- 3 成果物もしくは成果物の写真を鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会事務局へ提出すること。